

暮らしの情報

「介護保険利用者負担限度額認定証」等の更新について

次の証の有効期限は7月31日(水)です。

◇介護保険を利用して介護保険施設などへの入所や短期入所(ショートステイ)をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証

◇社会福祉法人等が提供するサービスを利用した場合の利用者負担軽減の確認証

更新を希望される方は6月28日(金)までに申請を行ってください。詳しくはお問い合わせください。

問合せ

保健福祉課(介護保険)③1番窓口

☎4302-9859

瓜破地域包括支援センターの活動紹介です

瓜破地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんやご家族に対し、主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などが、それぞれの専門性を活かして、介護や介護予防に関するご相談や金銭管理が難しくなってきた方のご相談、高齢者の虐待防止の取組など、様々な支援を行っています。また、圏域内の小学校や中学校での福祉教育や認知症に関する講座など地域の福祉関係機関と協働で実施したり、毎月定期的に近隣の大型ショッピングセンターにて喜連地域包括支援センターと協働した介護・健康の出張相談を行っています。

当センターは、瓜破圏域の中でも南部にあり、大和川を隔てていることから、ご来所いただく上ではご不便をおかけすることがあるかと思いますが、積極的に地域に出向き、身近に感じていただけるセンターをめざしています。

問合せ

瓜破地域包括支援センター

☎4392-7436

<あなたの地域の相談窓口>

平野区地域包括支援センター ☎6795-1666

加美地域包括支援センター ☎4303-7703

喜連地域包括支援センター ☎6797-0555

長吉地域包括支援センター ☎6790-0766

後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、区役所後期高齢者医療担当に電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項 ・住所 ・氏名 ・生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。なお、転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

問合せ

保険年金課(保険)①7番窓口

☎4302-9956

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は7月1日(月)です。なお、3月16日(土)以降に所得税の確定申告または、個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

個人市・府民税・森林環境税の詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ

あべの市税事務所個人市民税担当

☎4396-2953

令和6年度の国民健康保険料について

●保険料の決定

令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)国民健康保険料の決定通知書を、平野区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくは区役所へお問い合わせください。

令和6年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和6年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※1
平等割保険料(世帯あたり)	34,803円	11,091円	
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×35,040円	被保険者数×11,167円	介護保険第2号被保険者数×19,389円
所得割保険料※2	算定基礎所得金額※3×9.56%	算定基礎所得金額※3×3.12%	算定基礎所得金額※3×2.64%
最高限度額	65万円	22万円	17万円

※1 介護分保険料は、被保険者の中に40～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません

※2 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります

※3 算定基礎所得は、前年中総所得金額等ー43万円となります

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、令和6年度より「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。

問合せ

保険年金課

☎4302-9956

☎6700-0193

各種相談のお知らせ

6・7月

※区役所1階で実施。相談は無料。市内在住の方に限ります。
※混雑状況により記載時間より早く受付を終了する場合があります。

相談名	日程	受付方法・時間	問合せ
法律相談	6月6日、13日、20日、27日、7月4日、11日、18日、25日(木)	AIによる24時間 電話予約受付 相談時間 13:00～17:00	予約専用電話 ☎050-1808-6070 (AIによる自動受付) 問合せ (予約電話ではありません) 政策推進課②3番窓口 ☎4302-9683
法律相談の予約受付期間について			
実施日一週間前(祝日の場合はその前開庁日)正午から実施日前日17:00まで、AI電話での24時間受付を行います。			
※できるだけ多くの方に法律相談をご利用いただくため、同一・同種の案件について、反復的・継続的に法律相談をご利用になることは、お控えいただきますよう、お願い致します			
相続登記・後見 借金問題相談	6月14日、7月12日(金)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪司法書士会阪南支部 ☎6628-7133 予約不可
相続遺言帰化相談	6月4日、7月2日(火)	当日1階窓口で受付 (13:00～14:45)	大阪府行政書士会 阿倍野支部 ☎6792-6724 予約不可
税理士相談	6月11日、7月9日(火)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	近畿税理士会東住吉支部 ☎6703-1800 予約不可
行政相談	6月12日、7月10日(水)	当日1階窓口で受付 (13:00～14:00)	政策推進課②3番窓口 ☎4302-9683 予約不可
不動産相談	6月7日、7月5日(金)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪府宅地建物取引業協会 なにわ阪南支部 ☎4399-1555 予約不可
建築士相談	7月17日(水)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪府建築士事務所協会第七支部 ☎6946-7065 予約不可
離婚・養育費相談	6月26日(水)	6月19日(水)～6月26日(水) ※6月26日(水)は12:00受付終了 受付方法 受付期間中に電話 予約受付(先着順) 相談時間 14:00～17:00 (相談時間は45分以内です)	保健福祉課(地域福祉) ③3番窓口 ☎4302-9820
若者(15～39歳) 自立相談	6月28日(金)	電話・FAXで予約受付 (開催日前日の18:00まで) 相談時間 14:00～17:00	コネクションズおおさか ☎ 6344-2660 要事前予約 ☎ 6344-2677 火～土曜日(祝日を除く) 10:30～18:30
※対象は、対人関係が苦手、ひとつの仕事が長続きしない等の悩みを抱えた15～39歳で現在仕事に就いていない若者とその保護者			

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

犯罪被害にあわれてお困りの方や、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合は、ぜひご相談ください。

時間／9:00～17:30(土日・祝日、年末年始を除く)

場所／市民局人権企画課(市役所4階)

☎6208-7489 ☎6202-7073



あなたのとなりに地域福祉活動コーディネーター

「ご相談はこちら」

地域福祉活動コーディネーターは、皆さんの相談に寄り添い、つなぎ、見守る活動を続けながら、地域のつながり・支えあいを考え、さまざまな関係機関等と連携強化に努めています。どんな小さな事でも“お気づき”や“お困りごと”があればお気軽にご相談ください。

問合せ

平野区社会福祉協議会

☎6795-2525